

大阪教育合同労組との協議状況

通算第1号 令和6年9月6日
教育員会事務局管理部職員課

一夏期一時金及びA L Tの労働条件に関する団交申入書について一

- ◎ 日時・場所
令和6年6月19日(水) 午後6時から午後7時45分まで(教育委員会室)
- ◎ 今回の交渉の主な目的
5月31日に「夏期一時金及びA L Tの労働条件に関する団交申入書について」が組合から提出されたことを受け、協議の場を持った。
- ◎ 組合への回答
(回答メモ) 夏期一時金及びA L Tの労働条件に対する回答 別紙1
- ◎ 具体的な交渉内容
協議の要旨
要求書に対する回答を示した上で、具体的な協議を行った。

大阪教育合同労組の主張	当局の回答
<u>期末・勤勉手当について</u> 例年通りの回答であるが、今回違うのは期末・勤勉手当を支給するというところ。条例上、今年度から勤勉手当が支給対象となったが、これまでの支給額と変わっていない。今年度からは、改めて期末・勤勉手当として271,000円を支給すると整理をしたということか。	その通りである。
現在、公平委員会でやり取りしている中ではあるが、会計年度任用職員に勤勉手当を支給されることとなり、他市の状況をみても増額している中、尼崎市は、変わらず給与も一時金もそのままということか。	こちらが意見書においても主張しているとおり、A L Tについては年収ベースで考えている。11月にも労組本部にて書記長にお話したが、他の会計年度任用職員とA L Tとでは現在取扱いが異なっている。殆どの会計年度任用職員が行政職給料表に準じた報酬設定体系になっているのに対し、A L Tは、例月報酬含め個別の取扱いをしている。

<p>打開策としては、例月給と一時金の支給割合を整理することができればよいのか。</p>	<p>当局としても固定給に拘っている訳ではなく、他の会計年度任用職員と同じような仕組みで整理できるのであれば、期末、勤勉手当についても支給月数で支給することを否定するものではない。</p>
<p>昨年の11月に話をした際には、あくまでも年収が減らない中でそのような整理ができるのであれば、考えなくもないと話した。しかし、行政職給料表1級の表に合わせるということであれば、とても乗れる話ではないという形で終わっていた。</p>	<p>こちらとしては、色々な意見を出し合う場があっても良いと考えている。今後、そのあたりを議論していきたいと考えている。</p>
<p>回答の中で期末、勤勉手当 271,000 円を支給するとあるが、期末手当と勤勉手当とそれぞれいくらか。</p>	<p>それぞれ振り分けているわけではなく、期末手当と勤勉手当とを合わせて 271,000 円を支給する形で整理している。</p>
<p>それは条例違反ではないか。条例の規定は、期末手当と及び勤勉手当を支給するとなっており、「期末勤勉手当」を支給するとはなっていない。4月1日から施行されている非常勤職員の期末勤勉手当の条例において、期末手当と勤勉手当は別々のものとして支給するとなっている。それぞれいくらなのか。</p>	<p>「期末勤勉手当」という新しい手当を作ったわけではない。期末手当及び勤勉手当を合わせて 271,000 円と示したものである。条例にあるように、期末手当及び勤勉手当を支給しなければならないことは認識した上で、年収ベースで他の会計年度任用職員と比較した際に、結果として増額することは難しいという結論に至り、今回の回答となっている。</p>
<p>せめて期末手当及び勤勉手当の内訳を示してほしい。</p>	<p>一度持ち帰り、後日回答する。</p>
<p>派遣事業について 労働者派遣について、兵庫県労働局に申告・相談に行った。労働局からは指導の有無について申告者に知らせることはないと言われたが、実際労働局から何らかの指導はあったか。</p>	<p>当局が回答できることは、回答書以上のことはない。これまでもこれからも適宜関係機関に確認し、適切に対応していく。</p>
<p>その他 給料表に準じた報酬設定をすれば良いということであれば、教員同様、教育職給料表に準ずれば良いのではないか。年齢的にいうと、組合員も相当報酬は高くなるはずである。</p>	<p>仕事の内容や職責等を踏まえて、議論していく必要があると考えている。</p>
<p>教育委員会が公平委員会に提出した意見書において、ALTの職務や責任について</p>	<p>意見書は公平委員会に提出するものであり、事実を記載しているのみである。受け</p>

<p>書いているが、「夏休みなどの長期休業中は授業がないため教諭等の職務援助に従事することはないが、満額報酬が支払われている。」と書かれているのをみても、ALTが侮辱されているように感じる。</p>	<p>取り方の問題であると思うが、そのように受け取られているのは残念である。</p>
<p>ALTは助手や補助という立ち位置であるため、基本的に授業の企画や準備、通常教員に求められる生活指導等は課せられていないと意見書に書かれているが、所管課も含めてそのような認識か。ALTからは進路指導等にもあたっていると聞いているが、それは教諭が行うものであって、ALTがすべきではないということか。</p>	<p>ALTは指導助手であるため、外国語の担当教諭や担任等が主として授業等を進めていく形である。よって、教員が本来担うべき業務をALTにさせるべきではない。主張の生活指導、進路指導等がどのようなものを指しているかは不明であるが、ALTが担うべきでない業務を学校が担わせているのであれば、問題であり、学校へ指導を行う必要がある。</p>
<p>ALTの業務は、尼崎市教育委員会外国人外国語指導助手取扱要綱で定められているのではないのか。</p>	<p>各職種の要綱については、会計年度任用職員制度が開始されるにあたり、令和元年度末で廃止されている。会計年度任用職員全体の勤務条件について定めた要綱はあり、その要綱の一部を英訳したものを令和3年度にALTへ配布している。</p>
<p>英語版の最新の要綱を送っていただきたい。</p>	<p>承知した。</p>

令和6年6月20日に別紙2のとおり修正回答メモを組合に対して提示した。

以上
(職員担当)

夏期一時金及びALTの労働条件に対する回答（メモ）

R6.6.19

2024年5月31日付け申入書で貴団体から要求のあった事項について、次のとおり回答する。

- 1 ALTの2024年度夏季一時金は、総行公第196号「会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）」及びその元となる総務省事務処理マニュアルを踏まえて、常勤職員の支給率・支給割合と同等の率・割合で支給すること。

（回答）

令和6年6月1日に在職する者に期末・勤勉手当271,000円を支給する。

- 2 ALTの派遣事業を廃止し、直接雇用すること。労働者派遣法違反について兵庫労働局の指導に従うこと。

（回答）

派遣事業の継続については、現行どおりとする。また、当該事業については、適宜、関係機関に確認し適切に対応しているところである。

以 上

別紙2

夏期一時金及びAL Tの労働条件に対する回答（メモ）

R6. 6. 20

令和6年6月19日付け「夏期一時金及びAL Tの労働条件に対する回答（メモ）」の要求事項1の回答について、次のとおり修正する。

（回答）

令和6年6月1日に在職する者に期末手当、・勤勉手当 271,000 円を支給する。なお内訳は、期末手当 146,000 円、勤勉手当 125,000 円とする。

以 上